

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和2年9月3日 午前10時～午後1時13分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長	中島由美子	委員	新原春二
副委員長	森満晃	委員	福元光一
委員	川畑善照	委員	成川幸太郎
委員	永山伸一		

○説明のための出席者

市民福祉部長	小柳津賢一	収納課長	山口隆雄
医療福祉対策監	平原一洋		
市民健康課専門職	内田ひとみ	消防局長	中村真
障害・社会福祉課長	南輝雄	消防総務課長	田中清総
市民課長	西田光寛	警防課長	濱田浩
環境課長	上口敬子	予防課長	石原浩之
保険年金課長	山元茂	通信指令課長	坂口勝彦
高齢・介護福祉課長	中俣賢一郎		
保護課長	新川皇祐	水道局長	新屋義文
子育て支援課長	遠矢一星	水道管理課長	今井功司
		水道工務課長	永田一朗
税務課長	佐多誠一	下水道課長	今村淳一

○事務局職員

事務局長	道場益男	課長代理	久米道秋
議事調査課長	堀ノ内孝	管理調査グループ員	堀之内孝充

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第106号 財産の取得について 議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
(所管事務調査)	水 道 管 理 課 水 道 工 務 課
議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	下 水 道 課
議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第117号 令和2年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正 予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第122号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第102号 鹿島小牟田墓地の指定管理者の指定について 議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	環 境 課
議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第119号 令和2年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	保 險 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第103号 薩摩川内市立甌島敬老園等の指定管理者の指定について 議案第104号 薩摩川内市里生活支援ハウスの指定管理者の指定について 議案第105号 薩摩川内市鹿島生活支援ハウスの指定管理者の指定について 議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第118号 令和2年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 議案第122号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 護 課 子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（中島由美子）ただいまから、生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は委員長において随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（中島由美子）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第106号 財産の取得について

○委員長（中島由美子）まず、議案第106号財産の取得についてを議題といたします。当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（田中清総）議会資料の1ページを御覧ください。

財産の取得について、現在、川内中央南分団向田部に配備してあります消防ポンプ自動車の更新整備のための財産を取得するものでございます。

財産の名称は消防ポンプ自動車で、数量は1台、取得価格及び相手方については、記載のとおりでございます。

（5）財産の概要を御覧ください。

車種は消防用車種でダブルキャブオーバー型、排気量は4,009ccとなっております。乗車定員は6人です。

その他としまして、主ポンプは2段バランスタービンで、ポンプ性能はAの2級となっております。また、各種資機材を収納できる構造とし、納期については令和3年3月下旬を予定しております。

なお、写真は昨年更新配備しました同型の消防ポンプ自動車となります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質

疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次は、議案第113号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（田中清総）予算に関する説明書、第9回補正の55ページをお開きください。

9款1項1日常備消防費で、補正額2,531万5,000円の増額で、内容としまして右側説明欄になりますが、常備一般管理費の事項で給料、職員手当、共済費に係る増額となっております。これは主に、消防局に配属されております3名の再任用職員に係る給料等につきまして、当初予算時、本庁の総務一般管理費に割り当てられておりましたけれども、4月の異動で消防局に配置となったことから常備消防一般管理費に振り替えられたものとなっております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○予防課長（石原浩之）委員会資料の1ページを御覧ください。

1の令和2年7月豪雨に伴います緊急消防援助隊の派遣について、今年度から本格運用されました緊急消防援助隊の鹿児島県土砂風水害機動支援部隊が7月3日からの大雨で被災いたしました熊本県へ総務省消防庁の要請を受け出動いたしました。

鹿児島県隊は1次派遣隊といたしまして6隊21名が出動し、当消防局からも1隊3名が出動、孤立者の避難誘導などの活動を実施いたしました。

下段に、一般消防協力者表彰について、今回の表彰は川内高校漕艇部が部活動中にボートが転覆、乗艇していた男子生徒5名が下流に流された事案で、発見から迅速な協力要請、そして救助までの連携が的確に行われたことによりまして、男子生徒の5名の尊い命を救ったもので、その功績をたたえ表彰したものでございます。

4ページを御覧ください。

上段の（3）藺牟田瀬戸架橋工区防災訓練について、8月29日の甌大橋の開通を前に防災訓練を実施いたしました。

この訓練は、平良トンネルと甌大橋上で乗用車同士の正面衝突事故を想定いたしまして実施いたしました。開通前の初めての訓練で、関係機関との情報伝達などの連携を図ったところでございます。

8ページを御覧ください。

火災・救急の発生状況でございますが、資料につきましては、7月31日現在となっておりますが、8月31日現在の火災・救急件数について御説明いたします。

火災は27件発生いたしまして、対前年比と同数となっておりますが、8月に入りまして3件の火災が発生いたしました。そのうち2件は建物火災で甌島で発生いたしました。1件は8月21日に下甌町青瀬地区で3階建ての市営住宅の3階から出火し、1室が全焼しております。また、8月25日には上甌町の平良地区で建物火災が発生し、6棟損傷し、うち3棟が全焼する火災が発生いたしました。原因につきましては、現在調査中でござ

います。

救急は2,665件で、210件の減となっております。

救急の種別では、今年は特に急病が減少しているところがございます。また、熱中症関係では5月1日から8月31日まで72件、72名を搬送しております。昨年の同時期73件、73名となっておりますので、ほぼ昨年と同数となっているところがございます。

最後に、救急業務及び救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深めていただくことを目的に、毎年9月9日を救急の日、この日を含む1週間を救急医療週間としておりますが、この一環といたしまして、広報紙等でもお知らせしてございましたが、9月5日土曜日、あさってになります、14時から国際交流センターのほうで川内市医師会主催によります市民公開講座が開催されます。新型コロナウイルス感染予防対策などの講演や救急車両等の展示も予定されております。公開講座に参加される場合には、事前に川内市医師会へ申込みをお願いいたします。

当日は、FMさつませんだいでのラジオ放送と医師会のホームページでライブ映像も配信されます。また、2か月程度は医師会のホームページで動画配信等も予定されておりますので、ぜひ御覧いただきたいと思っております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃）先月の大雨で隈之城地区で、隈之城川あるいは百次川等が決壊、越流したと思うんですが、それでいろいろ家屋においても浸水したところもあるかと思うんですけど、その中で、消防のほうでもいろいろと住民の方を救助ボートで救助していただいたと聞いておりますけれども、その状況について、何人ぐらいの方をまず救助されたのか説明いただけますでしょうか。

○警防課長（濱田 浩）当日、7月3日から4日にかけて消防局のほうで救助した人員については54名の方を床上浸水、床下浸水がありましたので安全な場所に救出したところでございます。

○委員（森満 晃）ボートというのは何そうぐらい持っていらっしゃって、一つのボートで何人ぐらいで消防隊の方が救助を現場でされたんでし

ようか。

○警防課長（濱田 浩）消防局のほうではボートについては5艇保有しております。うち3艇がゴムボートで、定員としては6名になります。あと、消防団の方については、河川地域の分団を中心に19艇を保有しておりますが、当日につきましては、消防局が保有しておりますゴムボート1艇、6名定員のやつですが、これを使用しまして、最大で人員は5人を乗せてピストン輸送の形で隊員が周りに五、六名ついて救出したところでございます。（後刻訂正発言、23ページ参照）

○委員（福元光一）さきの補正予算でコロナ対策と同時に消防局も心臓マッサージをする機械というか、それを予算で組んであったんですけど、それはどういうときに使って、患者がどういう状態のときに使って、あと人間でするマッサージと似たようなことをやると思うんですけど、胸に当ててすると思うんですけど重さがどのくらいあるのか、そこを教えてもらってもいいですか。

○消防総務課長（田中清総）今回、専決処分を通していただきました自動式心肺蘇生器でございますが、これは心肺停止患者、心臓のちゃんとした拍動が動いていない患者に対して使用するものです。心臓マッサージをする場合に、胸に手を当てて真上から押すというのは御存じだと思います。この作業をするときに呼気が患者から出てくる、そういったのを防ぐために自動式の機械で心臓マッサージを行うことによって、心臓を押す職員がその場から少し離れた場所でも対応できるというものになります。

機械としましては、胸のちょうど押すべきところに機械を装着しまして、ちゃんと決められた深さで自動的に電気のパワーで押すような機械となります。重さは1台当たり大体8キロぐらいになります。それを今現在、消防局が保有していない救急車に対して6器購入していただくということになります。

○委員（福元光一）これからそういうのをどんどん整備をしてもらって、全てのマッサージというか、それをもう全部使われる予定だと思うんですけど、コロナがもう世界中完全に終息しない限り、そうしないとコロナの関係でこういう息が相手にきたりするといけないからだと思うんですが、

もう今後何年かけて薩摩川内市の消防救急車に、救急車だけですか、それとも消防自動車にも積んでいるのか、計画はどうなっているんですか。

○消防総務課長（田中清総）自動式心肺蘇生器を搭載する車は救急車を想定しております。現在、7台の救急車で運用しておりますが、2台は持っております。なので、今回残りの5台とあと予備車という形で1台おりますので、6台を購入していただいて、今回で自動式心臓マッサージ器は全ての車両に、救急車につきましては乗せることとなります。タンク車、その他のものについては一応予定はございません。消防車については予定はありません。

その自動式心臓マッサージ器の使うタイミングといいますか、そういったとこにつきましては、警防課長のほうから説明していただきます。

○警防課長（濱田 浩）自動式心臓マッサージ器については、人力でやるよりもリズム、深さというのはずっと一定、正しくやりますので、例えば長距離搬送になるような場合にも使ったほうがいいところと、それとあと、今、結構高層建築物が増えて、ビルの階段、あるいはエレベーターの狭隘な場所でも適正な心臓マッサージができて、効果的な結果を得られるのかなと考えております。

○委員（福元光一）一般市民も講習を受けて、AEDをして誰でも使えるように民間の会社もそれに備えておるんですけど、そういう今度の導入されたそれを、金額にもよるんですけど、今後講習を受けて一般市民も使えるようになるのかと、AEDとそっこのほうとどっちが効率がいいのか、そこの点を教えてください。

○警防課長（濱田 浩）AEDと自動式心臓マッサージ器は目的が全く違いますので、AEDについては心室細動、心臓がけいれんしている状態にある場合に心臓に電気刺激を与えてそれを止める役割をします。けいれんした状態が長時間続くと、心臓の筋肉が疲弊して次に動かす力というかそういうパワーがもうなくなってしまいますので、早期に止めるための機械がAEDになります。自動式心肺蘇生器については、通常、心臓は自分で収縮と拡張を繰り返しますが、それを体外的に実施するのが自動式心臓マッサージ器になりますので、目的がちよっと違うのかなと考えております。

○委員長（中島由美子）講習のほうは。

○警防課長（濱田 浩）自動式心臓マッサージ器については医療器材となりますので、一般の方が講習を受けて使うということは想定はされておきませんので、基本的には救急隊のほうで装着して救急車に収容して搬送するというものになるかと考えております。

○委員（福元光一）私のちょっと勘違いだったのか、AEDは心臓がけいれんしているのをいろいろ制御装置があってする、私は心臓が止まった人にもやっぱりこうして当ててするのだと思っていたんですけど、心臓が止まった人にはAEDはそしたら使わないほうがいいんですか、どうなんですか。

○警防課長（濱田 浩）AEDが当初、国民の方に広く使っていただく前の話にはなるんですが、ドラマの中で心電図がよく平坦になった時点で電気ショックをとというのが結構報道されておりました。それが広く国民の皆様にも認知されていて、実際はAEDが効果を発揮するのは、先ほど申しましたとおりけいれんしている状態をやつを止めると、完全に止まっているやつに電気ショックを与えることは極めて、かえってダメージを与えてしまうということで、現在のAEDというのはけいれんを起こしているやつを止めるために使うものとなっております。

○委員（福元光一）例えば、どっかの集会所でAEDを設置してあるのを、倒れたと、そしたら俺は講習を受けたからやるというやつの場合に、心臓が停止してここを計って心臓が停止しているのか停止していないのか確認してから、AEDを使っても、前は失敗しても罪に問われないという説明を受けておったんですけど、心臓が停止した人にそれをやって、かえって逆効果になるようだったら、やはり助けようと思った人が今度はちゅうちょしてしまうような、それをしっかりと説明したらちゅうちょしてしまうような感じもするんですけど、そうしたら今の説明でもう一回講習なんかをしているときにしっかりと説明しないとすよね。

○警防課長（濱田 浩）ただいま委員のほうからありましたとおり、このAEDの取扱いについては十分注意が必要などころではあるんですが、恐らく職員のほうの説明がちょっと足りないこと

もあったのかとは思いますが、基本的にはAEDは自動式になっておりますので、倒れて意識も呼吸もない方には、貼っていただいてけいれんしているかどうかというのは機械のほうで判断します。ですので、例えば、意識はないけど心臓が動いている方については貼っても必要ありませんという指示を出しますので、実際、悪意はないとは思いますが、そういうときにボタンを押しても電気は流れませんので、安全に設計されております。ですので、けいれんした状態でないと使えません。

ただ、ちゅうちょされるということが非常に困るところで、倒れて呼吸のない方には積極的に貼っていただいて、あとはAEDの指示で電気ショックをするのかしないのかというのは指示が出ますので、それを受けて対応をしていただけたらと考えております。また、AEDを使うことで罰せられるかということについては、それは日本には法的なところはないんですが、基本的には良心の下にされていますので、罪に問われることはありません。

○委員（成川幸太郎）新型コロナ対策で救急車1台を対策用にちょっと改装するということがあったんですが、9名の方が感染されたわけですけども、その消防局の救急車のコロナ対策のやつが出動したことがあるんですか。

○警防課長（濱田 浩）現在、薩摩川内市のほうでは9名の方が感染陽性ということで発表はされております。その中で、救急車が対応した方については2名の方を対応しております。それは医療機関で受診されて、検査の結果陽性であったということで、感染症対策医療機関まで移送してくださいという保健所からの依頼を受けて、現在準備をしております予備救急車のほうで対応しました。

車両については、兼ねてからも養生シートを張って患者と隊員とが隔離されるような状況をつくっております。また、隊員については、陽性ももう確定しておりますので、完全防護の形、防護服上下、それからマスクについてはN95、ゴーグル、場合によってはフェイスシールドを装着しての対応を取るようにして、隊員の安全面には配慮して陽性者あるいは疑いについては対応することとしております。

○委員（成川幸太郎）今、説明してもらいましたから安心と。ただ、消防局の救急車で搬送した場合に、運転手、対応された方々の感染につながるんじゃないかと心配があって、今それはもうないように、今説明されたように十分に配慮がなされているという捉え方でよろしいですね。

○警防課長（濱田 浩）これまで全国各地の状況を見ますと、救急隊員が救急活動中に感染したという報告は受けておりません。報告のあるものについては、非番日であったりとか、あるいは家族からの感染ということで、現状把握しているのはそういう状況にあります。

活動中には、委員からありましたとおり隊員のやっぱり安全面に十分配慮して、隊員が安心して活動ができないといけませんので、感染防護であったりそういう感染防止対策の資機材というのは十分消防局としては準備をして対応していきたいと考えております。

○委員（川畑善照）先ほどの副委員長の発言にちょっと関連するんですけど、隈之城川の氾濫、あれが日暮でも浸水床上があって、そして、だいわ周辺の隈之城の坪塚辺りもあったわけですがけれども、あれに対する堤防の防護的なもの、あるいは監視カメラ、そういうのは早急にしなければ、今回未曾有の10号というのがこちらに向かっていようですので、その対応は。この間の対応はちょっと遅かったという市民の声を聞くもんですから、今回はどのような今現在状況でしょうか。現状をお知らせください。

○消防局長（中村 真）今の御質問ですが、河川の管理といいますか、それについては市のほうでは一応建設部、そして管理をする形での防災安全課のほうが所管しておりますので、消防としては特にお答えできるところはないんですが、そういった御意見があったということは、またそれぞれの関係課のほうには伝えておきます。

○委員（新原春二）今、川畑委員のほうからありましたように、台風10号が極めて大きい、枕崎台風に匹敵するぐらいのということで、大変な被害が想定をされて、気象庁からも非常に今警告が出ているのが実態です。この間、7月の豪雨の中で非常に消防局の対応が早かったということで、地元の方々は本当に安心をされて、非常に敬意を表されておりましたので報告をしますが、今その

検証を隈之城地区コミュニティ協議会もやっています。54名の救助をされたということですが、まず、隈之城の坪塚地区が何名だったのか、日暮地区が何名だったのか、そこ辺りが分かったらまず教えてください。

○警防課長（濱田 浩）坪塚地区、日暮地区ということで二つの地域が冠水、床上浸水等が発生して、坪塚地区につきましては19名、日暮地区については35名の方を救出したところでございます。

○委員（新原春二）災害の場合に、こうした地区が多くなってくる可能性が今非常に全国的にも多いわけですよ。先ほど河川の話がありましたけども、河川も中央河川が破けるんじゃないくて、山手のほうがどんどん破けていくという、今全国的な風潮なわけです。そういった面では災害箇所が多地域に分かれるという傾向があるということでもありますので、そこら辺の対応が消防局あるいは消防団、そこら辺の対応は綿密にやっていく必要があると思うんですけども、今回の場合に、第一報が入ったのは日暮だったのか坪塚だったのか、何時頃だったのかというのはわかりますか。

○警防課長（濱田 浩）119番の第一報が入りましたのは、坪塚地区が先になります。これについては21時39分に119番で救助要請が入ったところでございます。

宮崎町のほうにつきましては、日をまたいだ7月4日、零時08分に入ってきております。

○委員（新原春二）このように今回2か所だったわけですが、これに隈之城川のほうが越水をしているんです。もしそこがまだ破けているんだったら、そこもまたいろいろな災害があるわけで、そしたら消防団と消防局の救助の体制というのはどのような区分けがされていますか。同時にそれぞれ系統があって消防局から消防団に指示があって消防団が動くのか、もう消防団があったときに消防団が地元ですから早いわけですから、そっちが動いていくのか、そこら辺の連携というのはどうなんですか。

○警防課長（濱田 浩）水害における救助要請についての消防局と消防団の役割というところなんですけど、通常119番通報で救助要請が入っていきます。消防のほうに先に認知をします。それから体制を整えて消防は出動しますが、その時

点で消防団の方に連絡を取ってボートとか準備してある詰所とかもありますので、その消防団の方に出動要請を団幹部の団長の指示をいただいて要請をかけるんですが、どうしても団員の方がある程度集まるというのには時間がかかりますので、初動については消防局が先に対応するのかなと考えております。

あともう1点は、現場が多くの地域にわたった場合に、消防団の方に活動していただく中で、やはり安全管理の面からすると消防隊が1隊はついて一緒に活動したほうが安全面を配慮できるのかなと考えておりますので、今後も河川のある地域のボートを保有されている方、詰所、消防団の方については消防局と連携を図りながら対応していきたいと考えております。

○委員（新原春二） そこら辺が分かれば消防団との関係、特に地元の人たちは消防団員との顔見知りがあるもんですから、消防団のほうが早いからということで消防団員のほうに電話をされて消防団が動くということなんですけども、かえってもう本部のほうから指令がないと消防団は動けないということであれば、そこら辺のタイムラグが発生するということがありますので、市民的には消防団にしたら何もせんよというようなことになってくるような感じもありますので、そこら辺の連携はぜひ取ってほしいと思います。

ただ、21時39分に通報があつて、どんどん水が流れてきて、大体10時半頃には堤防が破砕して水が引いたという報告を受けているんです。それはそれでいいんですが、それから1時間後に避難命令が出たということで、そこら辺の2時間のタイムラグがあるもんですから、非常に市民は不安になってきているのは事実です。だから、今後台風10号等があつたときにそこら辺の、これはもう危機管理の関係ですから危機管理監にも話をしたんですが、そこら辺のタイムラグができるだけ少なくするような体制を消防局も含めて取っていただきたい。要望です。

○消防局長（中村 真） 今いただいた御要望、御意見は本当大事なことだと思いますので、我々としましても、防災安全課と連絡体制を密に取りながら、また今後、前回のようなことがないように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道管理課・水道工務課の審査

○委員長（中島由美子） それでは、水道管理課及び水道工務課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 議案はありませんので、所管事務調査に入ります。

当局に説明を求めます。

○水道管理課長（今井功司） 生活福祉委員会資料の水道局分を御準備いただき、1ページをお開きいただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症や本年7月の豪雨の発生に伴いまして、水道事業、簡易水道事業の水道料金及び下水道事業の下水道料金に係る一部減免及び支払い猶予を実施しているところであります。現在、実施途中ではありますが、その状況につきまして報告させていただきたいと思っております。

まず、新型コロナウイルス感染症発生に伴う減免及び支払い猶予の実施状況であります。

1の（1）から（3）に記載のとおり、感染症の感染拡大に伴い生活費や営業経費の一部を軽減するため、減免においては全給水契約者を、支払い猶予におきましては給水契約者及び下水道契約者のうち申請を行った者を対象に実施しております。

減免の対象となります水道料金及び額につきましては、奇数月の請求分は7月及び9月請求分の料金の、また、偶数月の請求分は8月及び10月請求分の料金のうちの基本料金を全額免除するものであります。

支払い猶予につきましては、本年4月から来年2月までの水道料金及び下水道料金を来年3月末まで猶予するものであります。

現在までの実施実績であります。まず、減免につきましては、（4）のアに記載のとおり、本土地域の水道料金では4万3,054件で7,697万9,440円を、甌島地域の簡易水道料金では3,026件で614万3,470円を減

免しております。

なお、お示しております数値につきましては、減免期間4か月のうちの2か月分でありますので、御留意くださいますようお願いいたします。

今後、9月請求分及び10月請求分の減免を行いますので、ただいま報告いたしました減免額と同額程度になるものと考えているところでございます。

次に、支払い猶予につきましては、イに記載のとおり本年8月末時点で水道料金では8件で5万3,840円を、簡易水道料金では1件で2,690円を、下水道料金では7件で4万5,210円の支払いを猶予しているところでございます。

続きまして、2ページを御覧いただきたいと存じます。

本年7月の豪雨により被害を受けられた方の水道料金及び下水道料金の減免の実施状況をお示しております。

2の(1)から(3)に記載のとおり、被災者の公衆衛生の確保や早期の従前生活等への回復を支援するため、床上・床下浸水等の被害を受けられた給水契約者及び下水道契約者を対象に減免を行うこととしております。

減免の対象となります料金及び額につきましては、水道料金及び簡易水道料金につきましては、8月または9月請求分の料金のうち、使用水量の2分の1に係る従量料金を、下水道料金につきましては、8月または9月請求分の料金の2分の1を免除するものであります。

現在までの実施実績であります、(4)に記載のとおり8月請求分において、水道料金では98件で81万420円を、簡易水道料金では7件で9,270円を、下水道料金では5件で1万480円を減免しております。

今後の実施見込みであります、9月請求分の水道使用量が未検針でありますので、昨年同期の請求額から試算いたしますと、(5)に記載のとおりと見込んでいるところでございます。

○委員長(中島由美子) ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 質疑はないと認めま

す。

以上で、水道管理課及び水道工務課の審査を終わります。

△下水道課の審査

○委員長(中島由美子) 次は、下水道課の審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長(中島由美子) 審査を一時中止して
おりました議案第113号令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長(今村淳一) 予算に関する説明
書の52ページをお開きください。

8款5項4目下水道費は下水道管理費において、
本年4月の人事異動に伴う一般職職員給与費等を
増額するものであります。

なお、下水道課分の歳入の補正はありません。

○委員長(中島由美子) ただいま当局の説明
がありましたが、これより質疑に入ります。御質
疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 質疑はないと認めま
す。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長(中島由美子) 次に、所管事務調査
を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務
全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 質疑はないと認めま
す。

以上で、下水道課の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○委員長(中島由美子) 次は、市民健康課の
審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止して
おりました議案第113号令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○専門職（内田ひとみ）予算に関する説明書
の38ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費、事項、保健衛生
一般管理費961万9,000円の減額は、令和
2年4月の人事異動に伴う給与費等に係る減額補
正であります。

同じく、事項、地域医療対策費789万
8,000円の増額は、後ほど御説明いたしま
すが、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の増
額に伴う一般会計からの繰出金の増額補正であり
ます。

次に、3目保健指導費、事項、母子保健事業費
178万8,000円の増額は、新型コロナウイルス
感染症対策として妊産婦の方を対象とする各
種相談、教室等をオンラインで実施するためのシ
ステム構築に必要な経費や、現在、集団検診とし
て実施している乳児健康診査が新型コロナウイルス
感染症拡大により実施困難となった場合、その
一定期間を医療機関での個別健診に切り替える際
に必要な委託料、また、現在、市民健康課内
に設置されている子育て世代包括支援センターが
SSプラザせんだいへ移設されることに伴う備品
購入費等の増額補正であります。

同じく、事項、健康増進事業費につきましては、
現在、集団検診として実施しているがん検診の感
染症対策として受診者の検温を実施するための会
計年度任用職員の雇用に係る報酬等についての補
正であります。

次に、4目予防費、事項、感染症等予防費
305万8,000円の増額は、主に新型コロナ
ウイルス感染症の今後の感染対策に備え、備蓄用
としてマスク、手指消毒液、防護服といった感染
症対策物品の購入及び新しい生活様式のポスター
作成に伴う増額補正であります。

引き続き、歳入予算について御説明いたします。
予算に関する説明書の16ページをお開きくだ
さい。

15款2項3目1節保健衛生費補助金、事項、
母子保健衛生費補助金61万4,000円の増額
は、主に乳児健康診査個別実施事業等に伴う国庫

補助金の増額補正であります。

続いて、21ページをお開きください。

18款1項3目1節保健衛生費寄附金150万
円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策とし
て民間企業等からの寄附受入れ分について増額補
正するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明
がありましたが、これより質疑に入ります。御質
疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めま
す。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第117号 令和2年度薩摩川内市
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補
正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第
117号令和2年度薩摩川内市国民健康保険直営
診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたしま
す。

当局に補足説明を求めます。

○専門職（内田ひとみ）予算に関する説明書
の127ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費882万5,000円
の減額は、令和2年4月の人事異動に伴う給与費
等の減額及び医師の代診医委託料や医師住宅新築
工事に伴う附帯工事の工事請負費等の増額による
補正であります。

次に、2目研究研修費194万3,000円の
増額は、現存する医師住宅の修繕及び改修に係る
増額補正であります。

引き続き歳入予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の125ページをお開きく
ださい。

1款2項5目一部負担金200万7,000円
の減額と、同じく8目後期高齢者診療報酬
1,277万3,000円の減額は、長浜診療所を
手打診療所へ集約したことによる診療報酬等の減
額補正であります。

次の126ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金789万
8,000円の増額は、先ほど御説明いたしまし
た特別会計の歳出に係る一般会計からの繰入金を

増額補正するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）甌の手打診療所の今の現状です。ドクターが変わられて、それこそ今年の3月で住宅改修もしながら、受入れ体制を整えて、今度の補正でもまた増額ということで、随分一財もつぎ込んでいるんですけども、ドクターの今の状況、勤務状況、そこら辺をお分かりであったら。二人体制でというようなことで聞いていたんですけども、今現状どのような状況なのか。それで、3月のときにもちょっといろいろ議論をしたんだっただけですけども、住居をちゃんと整えてあげないといけないということで、令和元年度の3月補正でして、繰り越してやっている状況の中で、今回また、もうさっきは言わなかったんですけど、補正でまた住宅の補修の増額ということでもありますんで、市としては最大限できることをやって、受入れ体制を整えて、頑張ってくださいという体制を整えようとしているのは十分承知していますんで、みえたドクターの今の現状という

のはどのような状況なのか、お分かりでしたらお知らせください。

○医療福祉対策監（平原一洋）手打診療所の現状ということでございます。現在、齋藤先生と、それから、会計年度任用職員で室原先生という、先生としては二人体制で今は勤務をさせていただいております。あと、そのほかにも研修医とか対診医、それから、市内の病院からの出張の先生とか、そういうのをうまく回しながら、今現在のところ、始まってから6か月、5か月たちますけども、大きな問題は生じていないというふうに考えております。

あと、住宅の関係でございますけども、確かに新しく医師住宅を新築するのに対して、追加の費用につきましては、当初予定したときにつきました照明器具とかカーテンとか、当初で設計をしないと分からないような費用もございましたので、今回新たに追加補正をさせていただいたのと、あと、医師住宅につきましては、やはり海に近いということで、やはり扉とかサッシとか、いろいろそういうところの腐食が激しいということで、やはり先生もおっしゃっているんですけど、来ていただく、例えば、今後また看護師とか、いろいろそういうのをまた採用とか、呼んでくる場合については、やっぱり住環境というのは物すごく大事であって、そこをちゃんと整備していないと、なかなか人の雇用というのも難しいんじゃないかというも、そういう観点もございまして、そういう必要最小限のところでの補修というのはさせていただいている状況でございます。

○委員（川畑善照）今現在、コロナ禍の中で、昨日も防災無線で言っとったんですが、時間を決めて、それぞれ時間で来てくださいますと、密集を避けるためとあるんですが、まず聞きたいのが、現在の乳がん、子宮がん、それから前立腺、いろいろありますが、この検診の率。率が分かるとしたら、ちょっと教えてください。そして、その後、今回のコロナ渦の中で落ちるんじゃないかという懸念があるわけですが、その対策は。

○専門職（内田ひとみ）がん検診の受診率につきまして、令和元年度の実績でお答えをさせていただきます。このがん検診の受診率を積算するに当たりましては、例えば、胃がん検診とかだと40歳以上が対象になりますけれども、その

40歳以上の人口の全ての方が対象者数ということになります。そして、受けられた方が実際の受診者ということで、その分母と分子で受診率を出しますけれども、胃がん検診につきましては4.8%、子宮がん検診につきましては14.5%、乳がん検診につきましては13.6%、肺がん検診につきましては16.4%、それから、大腸がん検診につきましては12.1%といった実績になっております。今年度につきましては、コロナウイルス感染症の影響もあると思われましても、まだ、そして一方で検診が終わっておりませんので、全体の確かな受診率というのはつかめないところですが、今実施している状況の中では、少し受診率が落ちるのではないかなというふうに、今のところは捉えているところであります。

○委員（川畑善照）やはり受診率を高めなければ、胃がんなんか4.8%というのは大分低いですよね。ほとんどが十数%ですけども、やはりこれだけの案内をして、投資をして、そして、検診者が来るわけですけども、やはりできるだけこの受診率を高める努力をぜひやっていただきたいと思うんですが、その対策はなかなか、今のところどうあるか教えてください。

○専門職（内田ひとみ）なかなかがん検診の受診率というのは、全国的にも低迷しております。大きな課題となっているところであります。一方で、市の集団検診を受けられない方の中に、人間ドックとか会社での職場検診の中、職域の中でとかでお受けになる方もいらっしゃるかというふうに思っておりますけれども、そのところの数値の把握はできていないところであります。そうした中で、本市としましては、土日の検診を導入したりとか、それから、時間予約を設定して、待ち時間が少なくなるような健診の受付体制を取ったりとかといったようなことで、工夫はしているところでございます。

○委員（川畑善照）やはり受診率を高めることにまだまだ努力が必要じゃないかなと思うんですが、よろしくお願ひします。

○委員（福元光一）島内で透析を受けられるような整備をしてある箇所が何か所あるのか、そして何台あるのか、まずそこを教えてください。

○医療福祉対策監（平原一洋）透析につきま

しては、今、手打診療所のみが甌島の中では受けられるようになっておりまして、5床たしか透析の機械はあったというふうに聞いております。

○委員（福元光一）橋が架かっていないときには、お正月やお盆でも、あとはもう、里、上甌の人たちは帰れなかったんですよ、透析を受ける人は。それで、前の上大迫部長のときにも言うんですけど、とにかく整備をするのにお金がかかるということで、お金でふるさとに帰れない状況を、帰れないけど、お金がかかるからもう整備はできないと言うて、薩摩川内市にはお正月には帰れない状況、絶った状態であったんですよ。それで、今度は橋がかかりました。手打にあるのは私も知っているんですけど、里の人が帰って、手打まで透析をしに行くとした場合に、里から手打の診療所まで時間がかかるわけです。その時間を考えて、何か交通費みたいなのは考えておられないのか。

○医療福祉対策監（平原一洋）交通費につきましては、保険の適用外になりますので、これについては検討が必要かなというふうに思っているところでございます。今、手打にだけしか透析がないということですけども、今、橋もかかりましたし、将来的には、総合的な医療体制の在り方の中で、透析の患者への対応というのはちょっと考えていければというふうに考えています。

○委員（福元光一）現在、手打にある透析の、先ほど川畑委員も言われましたが、率、透析を受けられる率、どのような状況なのか。待ちがあるのか。もう一日で手一杯なのか。そういう率はどのくらいなのか。

○医療福祉対策監（平原一洋）今のところ5床ございますけども、基本的には、月曜日、水曜日、金曜日、週3回受けなければ透析の患者はいけませんので、今のところ4床については埋まっているということでの対応は聞いているところです。

○委員（福元光一）そしたら、橋が架かったし、できたら里からも手打からも、帰っても近いところがいいよというふうに、そういうことでいくと、最初に言うたように、やはり盆、正月にふるさとに帰れる状況に、これからまたいろいろ年数はかかると思いますけど、検討して、みんなが、出身の人たちがふるさとに帰れるようによろしくお願ひします。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（中島由美子）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第113号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）予算書の34ページをお開きください。

まず、3款1項1目事項社会福祉管理運営費及び次の同項2目事項一般障害者自立支援事業費につきましては、4月の人事異動に伴う職員給与費の調整です。

次に、事項地域生活支援事業費は、コロナの影響によりふれあい障害者福祉大会が中止となったため、補助金を減額するものです。

次に、事項障害児通所支援事業費は、財源の調整であります。

次に、同項3目事項隣保館管理運営費は、入来会館の避難誘導灯の故障により、取替・修繕を行うものです。

次に、36ページになります。

同款3項1目女性・家庭・児童相談費は、相談件数の増などによりまして、雇用形態に係る通信運搬費が不足することが想定されるため、増額をするものです。

続きまして、歳入を説明いたします。

16ページをお開きください。

15款2項2目1節社会福祉費補助金の説明欄、児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金は、歳出の通信運搬費の増額に伴うものです。

次に、障害者自立支援給与費等補助金は、歳出の大会中止による減額に伴うものです。

次に、18ページになります。

16款2項2目1節社会福祉費補助金の説明欄、

障害者総合支援事業費補助金は、コロナの影響に伴う特別支援学校等の一斉休業によりまして、放課後等デイサービスの利用が増加した部分について補助されるものです。

次に、障害者自立支援給与費等補助金は、先ほどの歳出の大会の中止によるものの減額です。

次に、隣保館運営等事業費補助金は、歳出の取替修繕に係る増額です。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第122号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第122号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）予算書の12ページをお開きください。

3款5項1目事項災害救助費です。3件ございますけれども、いずれも7月の豪雨災害に関するものです。まず、補助事業扶助費や災害救助法の適用に伴う被災者への物資供給、応急修理等の費用負担に係る経費で、550万円を計上しております。

なお、災害救助法の適用による各支援は、床上浸水以上の民家35世帯に係るもので、既定予算も活用しておりますが、総額950万円程度になる見込みであります。

次に、単独事業扶助費は、鹿児島県被災者支援基金の支援を受けて被災者生活支援金を支給するもので、1,100万円を計上したものです。

なお、この支援金は、被災者生活再建支援法が適用された自治体、県内では鹿屋市と垂水市になります。このほか同一災害によって被害を受けた自治体に対しても交付をされるもので、本市の場合は、床上浸水以上の被害を受けた民家、さらに商工業などの事業者、合計で計55件程度に対して20万円の支援金を支給することになります。

次に、り災救助基金積立金は、寄附金をり災救助基金に積み立てるものです。

続きまして、歳入を説明いたします。

7ページをお開きください。

16款1項1目5節災害救助費負担金は、災害救助費繰替支弁金で災害救助費に係る経費を県が負担するものです。

次に、8ページになります。

18款1項2目3節災害救助費寄附金は、B & Gからの寄附金でございます。

次に、10ページになります。

21款5項4目1節雑入は、県被災者生活支援基金からの支援金であります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）小さいことですが、支援金が県のほうからも、支援金で1世帯床上浸水20万円ということであるんですが、この額の支払いがいつ頃になるのか、ちょっと教えてください。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）基本的には、補正予算が通りましてすぐに手続きをいたしまして、支給の措置を講じることになるかと思いません。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）報告に関しまして、追加の資料をお配りしたいと思っております。よろしいでしょうか。

○委員長（中島由美子）資料配付、発言を許可いたします。では、資料配付をお願いします。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）昨日から今朝にかけて報道等で御存じかもしれませんが、昨年8月に4歳の女の子が死亡する事案が発生しました件に関しまして、昨日、鹿児島県の社

会福祉審議会において検証結果が取りまとめられまして、提出されました。それにつきまして報告するものです。

お手元に配付しました資料は、その概要版でございます。明らかになった問題点、課題や懸案事項等が多く整理されておりますが、多岐にわたりますので、詳細には御覧いただきたいと思っております。

本市におきましては、本年3月の委員会で報告しましたが、内部での検証に基づき、医療福祉対策監の設置、相談員の増員等を含めて、児童虐待対策の強化、拡充に関する考え方をお示するとともに、随時必要な対応を図ってきているところです。

今回の報告書は、1年前の事案ということもありまして、既に取り組んできているものも含まれているようですが、細かく内容を確認し、取り組めるものから随時取り組んでいく、そうしたことをしながら、今後このような事案が発生することがないように対応をしてみたいと考えております。

なお、実際の報告書は50ページ程度に及ぶものでありますので、本日配付ができませんでしたが、この後、書記を通じまして、データのほうを委員に提供をしたいと考えているところです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）この件につきましては、岩切市長が県のほうに児相の薩摩川内市のほうにもつくってほしいというのを要望され、アドバイザーは今日の新聞で2名、アドバイザーやったかな、増やしたということは書いてあったんですが、そこら辺のところは今どうなっているのか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）児相のほうで児童福祉司等を増やして対応をしているという具合には聞いております。細かいところまでは報告はありませんので、分からないところではございます。また、報道等でもちょっと一部ありましたが、県のほうは、今年の10月に北薩地区に児童家庭支援センターをつくと。ここのセンターは児童相談所の機能を補完するものということで、10月に設置されるという具合に聞いています。

○委員（成川幸太郎）この件に関しては、当

時やはり児相との関連というのは相当議会の中でも問合せもありましたので、またそういった体制が整えば、もっと素早い迅速な対応ができるということになっていきますので、今後ぜひよろしくをお願いします。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（中島由美子）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第113号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（西田光寛）予算に関する説明書の26ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、市民課関係は、市民政策調整費において1,075万3,000円の増額で、人事異動による職員給与費の調整と、市民政策調整費で部内の職員の時間外手当を管理しているため、部内の新型コロナウイルス感染症対策に従事している職員の時間外手当を362万4,000円増額したものでございます。

次に、30ページをお開きください。

同款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、戸籍住民基本台帳費において187万2,000円の増額は、人事異動による職員給与費の調整と、戸籍システム及び住基システム附票連携作業に伴う委託料の増額になります。個人番号事業費の170万円の増額は、今年度に入りましてからマイナンバーカードの申請件数が大幅に増えたため、時間外手当を増額したところでございます。

次に、歳入でございまして。

16ページをお開きください。

15款2項1目16節社会保障・税番号制度整備費整備事業補助金の増額199万7,000円は、戸籍システム関係の委託料の増額に係る補助

金の増額分でございます。

次の17節個人番号カード交付事務費補助金を170万円増額しましたが、先ほどの時間外手当の増額に対するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）先ほど個人番号カードの受付が増加をしたという報告がありましたが、マイナポイントの5,000円の申請をされるのに、当然その増だと思んですけども、それと、マイナポイントの増減された数と、それから、マイナポイントに登録されるいろんな手続がありますよね。それも市の窓口で補助をされるのかどうか。されるという話を聞いたんですけど、そこら辺の件数はどんなものですか。

○市民課長（西田光寛）申請件数の差というか、去年との差を案内したいと思います。昨年の4月から7月までの同時期で比較しますと、申請件数が昨年が731件の、カードの交付が741件でございました。今年度に入りましてから申請件数が3,460件、交付枚数のほうが2,621件と、申請のほうが4.7倍、交付のほうが3.5倍程度になっている状況でございます。

先ほど質問のありましたマイナポイントのほうの案内につきましては、市民課のほうではカードの交付のほうの案内をしております。そこでいろいろ御質問があるんですけど、そのポイントの関係は行政改革推進課のほうが対応をいただいておりますので、そちらのほうに案内をしているところでございます。件数等は、うちのほうでは把握はしておりません。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

△環境課の審査

○委員長（中島由美子）次は、環境課の審査に入ります。

△議案第102号 鹿島小牟田墓地の指定管理者の指定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第102号鹿島小牟田墓地の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）議案つづり、その1の102—1ページをお開きください。あわせて議会資料も御準備をお願いいたします。

指定管理者に指定する団体は、鹿島南自治会です。

指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

提案理由は、本会議において市民福祉部長が説明いたしましたので、省略いたします。

それでは、議会資料の1ページをお開きください。

1の指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりでございますが、指定管理者に行わせる主な業務は、市営墓地の維持管理や使用許可などでございます。

指定管理候補者が示した事業計画の概要は、2ページの上段に記載してございます。

選定委員会は、本年7月1日に開催いたしました。市民福祉部長を委員長として、内部委員3名、外部委員3名の計6名によりまして、候補者のヒアリングを含め審査を行いました。採点した結果は、3ページ記載のとおり、合計600点に対して429点で、これまでの適正な管理と健全な運営状況から、現指定管理者である鹿島南自治会を非公募による候補者として選定いたしました。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）基本的な、入り口論として、反対じゃないんですよ。議案に対しては賛成の立

場でなんですけど、市営墓地の管理を委託するというので、場所も知らないし、規模もちよつと分からないんです、これで見れば。ただ、管理費を見たときに、年額6万7,000円ですよ。想像するに、あれぐらいかなという想像でしかないんですけど、非常に難しい問題であるんだけど、市営墓地のこの自治会への無償譲渡、そういう部分というのは考えられないものなのか。そこら辺はいかがお考えですか。今後のこととして、まあ今回はこの議案に対しては反対はしませんけれども、今後の考え方として、以前から私このことを申し上げているんだけど、なかなか動かないのは何か、法律で何か制限がある、墓地という部分の制限があるのかなと思うんですけど、できないことはないんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺、市の考え方としては、今後のこととしてどのようにお考えかお示ください。

○環境課長（上口敬子）市営墓地の民間に譲渡できる部分については、譲渡を進めたほうがよいのではないかなというふうなお考えかと思えます。実際、今の共同納骨堂につきましては、地元の特定性、地元性が強いという形で、今年度、譲渡を進める形でおります。鹿島小牟田墓地につきましても、自治会のほうに指定管理をお願いしておりますように、確かに地域性がとても利用されている方が特定されているようなところがございますので、まだ現地の自治会のほうとの話というものを実際行っておりませんので、可能性としてはあるのかなと思えますが、これから慎重に協議を、可能性がないのかということも協議を進めていきたいなどは考えております。

○委員（永山伸一）もうぜひそのようにお願いしたいと思えます。部長も今度変わりましたので、部長、ここだけの問題にかかわらず、こうしたいろいろ歴史もあるんでしょうから、地元の意向も大切であるんですけど、こういう譲渡できる部分に、相手が納得して譲渡できる部分については、やっぱり譲渡していくべきではないかなと、こういう墓地等についても、そのように私は思うんですけど、どのようにお考えですか、今後の方向性として。

○市民福祉部長（小柳津賢一）結論から申し上げますと、今、委員の御指摘のとおりだと思

ます。地元の御意向が第一ですから、可能だというようなところは、もうできるだけ早く地元と話をさせていただきまして、円滑にスムーズに地元譲渡というふうな話でいくのであれば、できるだけ早期にというふうにしたいと思います。

○委員長（中島由美子）よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第113号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）予算に関する説明書の39ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費895万円の増は、職員の異動に伴う給与費の調整によるものでございます。

同じく環境保全対策費50万円の減は、こちらは、新型コロナウイルス感染症感染防止のために蘭牟田池自然観察会を中止したことによります委託料を減額するものでございます。

次に、40ページをお開きください。

2款5目ごみ処理費、川内クリーンセンター管理費1,720万8,000円の減は、本年4月から川内クリーンセンター管理グループの事務を、環境課のほうへ移管いたしました。それに伴う給与費の調整でございます。

次に、債務負担行為について説明をいたします。

予算に関する説明書の7ページをお開きください。

先ほど審査していただきました鹿島小牟田墓地の指定管理者の指定につきまして、指定期間が複数年にわたることから、指定管理料の債務負担行為を設定する必要があります。第3表、1、追加の上から5件目のとおり、補正を行うとしますのでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）環境美化推進委員さんのほうからちょっと報告があったんですが、近年、ごみの不法投棄が増えてきているというような報告がございました。それも随分悪質な案件が増えてきているということで、いろいろ聞きますと、罰則等もあるやの話です。市当局に連絡して、来て、開けてみて、特定ができれば、警察なりいろいろ手を打っているというような話は聞いているんですけど、そこら辺のいろいろ話聞いた段階で、多分市内の方ではないんだろうけれども、道路網が結構、今発達していますんで、市外の方であろうけれども、とにかく悪質なごみの不法投棄が増えてきているので、注意喚起という意味からも、何らかの手を打ってほしいというようなことで、じゃあ、どうしたらいいのかなということでもちょっと議論したんですけども、罰則等の規定があるような話ですんで、そこら辺特定できて、罰則を与えたところが、当然名前伏せていいわけですから、こういう不法投棄をしましたら、こういう法律で罰せられて、例えば、罰金がこのぐらいですよ、という事例もありましたよというような形での、やはり市外向けは無理ですんで、市民向けのPRはできないもんなんだろうかと。市民が気

をつければ、市外にまた広がっていくんじゃないかといったような御意見を頂いたんです。市役所とちょっといろいろと協議をしてみましょうということで、私も聞き置いていたんですが、そういった御意見も、一生懸命ごみの不法投棄を防ごうとされている環境美化推進委員さん方の努力を考えると、何らかのやっぱり手を打っていかないと、何か不法投棄が増えてきている、自分たちが頑張るけども、増えてきていることに対して、やっぱり何らかの手を打っていかないといけないよねという御意見ですんで、そこら辺お考えがありましたらお願いいたします。

○環境課長（上口敬子）不法投棄の件でございます。おっしゃっているように、美化推進委員の皆様には本当にパトロール、それから通報等、御協力を頂いて、委員がおっしゃったような東郷での件というのもございました。後は、寄田のほうでも美化推進委員さんが発見されて、不法投棄の現場を抑えられて、犯人、まあ犯人といたら悪いんですけども、原因者の特定まで至ったケースもあります。おっしゃるように、不法投棄というのは、もういちごっここというか、本当に難しい問題でございまして、根気強く周知をしていかないといけないなと思っております。特に効力があるなと私たちが思っているのは、美化推進委員の皆様がパトロールをしていただくというのはとても、やはり投棄をされる方は、どこかやっぱり悪いことをしているという意識がおありだと思います。そこで、そういう監視の目があるというのはとても有効だと思っております。活動には本当に感謝しております。

PR、広報等につきましても、11月が不法投棄防止月間でございますので、改めて、また広報の手法等も研究しながら、より効果的なものができるかを進めていきたいと思っております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○委員長（中島由美子）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市 一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第113号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）予算に関する説明書の34ページをお開きください。

下段の3款1項4目国民年金費の増額につきましては、4月の人事異動に伴います人件費の調整によるものでございます。

次に、39ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費の減額につきましても、4月の人事異動に伴います人件費の調整によるものでございます。

次に、47ページをお開きください。

同款同項7目後期高齢者医療対策の増額につきましては、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金でございまして、詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計の補正予算説明時に御説明をさせていただきますと思います。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第119号 令和2年度薩摩川内市 後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第119号令和2年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）予算に関する説明書の53ページをお開きください。

3款1項1目健康増進事業費の増額につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の調整分でございます。詳細につきましては、本年度から新規事業を行っております一体的推進事業を実施するに当たりまして、4月に主幹級の保健師が廃止をされた関係上、当初予算で予算措置をしております。

した金額の差額分を補正するものでございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。前にお戻りいただきまして152ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金の増額につきましては、ただいま御説明いたしました歳出の額を一般会計から繰り入れるものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（中島由美子）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第103号一議案第105号

○委員長（中島由美子）議案第103号から議案第105号までの議案3件を一括議題とします。

これらの議案3件については、各施設の指定管理者の指定期間がいずれも令和3年3月31日に満了することに伴い、新たに指定管理者を指定しようとするものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行ったのち、一件ごとに討論・採決を行います。

それでは、当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まず、議案第103号薩摩川内市立甌島敬老園等の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案つづり、その1の103—1ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、甌島敬老園、特別養護老人ホーム甌島敬老園、老人デイサービスセンター甌島敬老園及び特別養護老人ホーム鹿島園でございます。

指定する団体は、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会で、当該団体は現在の指定管理者でもございます。

指定する期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明しておりますので省略させていただきます。

内容につきましては、議会資料のほうで説明をさせていただきます。議会資料の4ページをお開きください。

指定管理者に行わせる施設の概要等は記載のとおりで、指定管理者に行わせる主な業務は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターの管理運営であります。

指定管理候補者であります社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要は、5ページから記載してあるとおりであります。

指定管理者が示した事業計画の概要は、6ページから記載してあるとおりで、養護老人ホームは併用制、特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターは利用料金制であります。

資料の9ページをお開きください。

選定経過の概要であります。

選定委員会は、本年7月1日に開催いたしました市民福祉部長を委員長として、内部委員3名、外部委員8名の計11名により、候補者のヒアリングを含め審査を行った後に採点した結果、10ページにありますとおり、配点1,100点

に対し861点で、得点率78.3%でありました。

受託業者が変わることで利用者の心理面に与える影響を考慮し、また、これまでの適正な管理と健全な運営状況から、現指定管理者である社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を非公募による候補者として選定をいたしました。

次に、議案第104号薩摩川内市里生活支援ハウスの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案つづり、その1の104—1ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、里生活支援ハウスであります。

指定する団体は、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会で、当該団体は現在の指定管理者でもあります。

指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明しておりますので省略をさせていただきます。

内容につきましては、議会資料で説明をさせていただきます。議会資料のほうは11ページになります。

指定管理者に行わせる施設の概要は記載のとおりで、事業の内容としましては、市内に居住する65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯など、居宅で生活することに不安のある方に対し、一定期間、住居を提供し、利用者に対し、日常生活の介護、援助、相談及び助言などを行うものであります。

指定管理者に行われる主な業務は、里生活支援ハウスの管理運営であります。

指定管理候補者であります社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要は、記載のとおりでございます。

指定管理候補者が示した事業計画の概要は13ページから記載してあるとおりで、管理形態は委託料制であります。

選定経過の概要であります。14ページをごらんください。

選定委員会は、本年7月1日に開催をいたしました。市民福祉部長を委員長として、内部委員3名、外部委員3名の計6名により、候補者のヒ

アリングを含め審査を行った後に採点した結果、15ページにありますとおり、配点600点に対し472点で、得点率78.7%でありました。

受託業者が変わることで利用者の心理面に与える影響を考慮し、また、これまでの適正な管理と健全な運営状況から、現指定管理者である社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を非公募による候補者として選定をいたしました。

次に、議案第105号薩摩川内市鹿島生活支援ハウスの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案つづり、その1の105—1ページをお開きください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、鹿島生活支援ハウスであります。

指定する団体は、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会で、当該団体は現在の指定管理者でもあります。

指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明しておりますので省略をさせていただきます。

内容につきましては、議会資料で説明をさせていただきます。議会資料のほうは16ページをお開きください。

指定管理者に行わせる施設の概要は記載のとおりで、事業の内容につきましては、先ほど説明をいたしました議案第104号と同じであります。

指定管理者に行わせる主な業務は、鹿島生活支援ハウスの管理運営であります。

指定管理候補者であります社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要は、記載のとおりであります。

指定管理候補者が示した事業計画の概要は18ページから記載してあるとおりで、管理形態につきましては、委託料制となります。

19ページをごらんいただきたいと思います。

選定経過の概要であります。

選定委員会は、本年7月1日に開催をいたしました。市民福祉部長を委員長として、内部委員3名、外部委員3名の計6名により、候補者のヒアリングを含め審査を行った後に採点した結果、20ページにありますとおり、配点600点に対し492点で、得点率82%でありました。

受託事業者が変わることで利用者の心理面に与える影響を考慮し、また、これまでの適正な管理と健全な運営状況から、現指定管理者である社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を非公募による候補者として選定をいたしました。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

まず、議案第103号薩摩川内市立甌島敬老園等の指定管理者の指定について、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第104号薩摩川内市里生活支援ハウスの指定管理者の指定について、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第105号薩摩川内市鹿島生活支援ハウスの指定管理者の指定について、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第113号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）予算に関する説明書の35ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費の減額補正は、人事異動に伴います給与費の減額でございます。

次に、同項3目介護保険対策費の増額補正は、人事異動に伴います給与費の増額と、28節繰出金では、後ほど御説明いたしますが、介護保険事業特別会計の減額補正に伴う繰出金の減額補正でございます。

次に、同項4目養護老人ホーム費の増額補正は、11節需用費で養護老人ホーム甌島敬老園において、当初予定していた調理場のガス設備配管及び水道管配管修繕等について、劣化が当初の予想より激しく、修繕料が当初より増額したものでございます。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。

お戻りいただきまして7ページをお開きください。

1、追加の2行目から4行目であります。

先ほど生活支援ハウスと甌島敬老園の指定管理者の指定について御審査いただきましたけれども、指定期間が複数年にわたることから、指定管理料の債務負担行為を設定する必要があり、記載のとおり、今回、3件分について補正を行うものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第118号 令和2年度薩摩川内市
介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第118号令和2年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）予算に関する説明書の142ページをお開きください。

3款4項1目一般介護予防事業費の減額補正は、人事異動に伴います給与費の減額でございます。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、137ページをお開きください。

4款2項4目地域支援事業交付金、次の138ページの5款1項2目地域支援事業支援交付金、次の139ページの6款3項1目地域支援事業交付金、次の140ページの9款1項1目他会計繰入金は、歳出で御説明いたしました人事異動に伴う給与費等の減額に伴います補正でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第122号 令和2年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第122号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）予算に関する説明書の15ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧事業費の増額補正は、15節工事請負費で、内容は、本年7月3日の短期集中豪雨により樋脇もくもくふれあい館ののり面が崩れたことに伴い、復旧工事を行うものでございます。復旧工事に係る工法の検討に時間を要したため、今回の補正となったものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議案第122号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたが、本案の討論、採決については、議案第113号の討論、採決後に行います。

それでは、ここで議案第122号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）生活福祉委員会資料のほうの1ページをお開きください。

今年度の敬老金の支給についてでございます。

まず、1の支給日は、9月18日金曜日を予定しております。

また、2の支給対象者は、基準日は9月1日現在であり、2の対象者といたしましては、8月13日現在となりますが、満100歳以上が137名、88歳の方が683名となります。

なお、(5)の支給金等については、昨年と変更はございません。

次に、3の配付者等についてですが、(1)の最高齢者は、里町にお住まいの江口マツヨ様、

109歳になりますが、平成29年度に最高齢者になられているため、最高齢者の祝い金20万円の本年度支給はございません。

また、(2)、(3)の記載のとおり、100歳以上の方と施設入所者については、市長をはじめとする市のほうで、在宅の88歳の方については、民生委員の方々に御協力をいただき配布を行う予定でございます。

4の高齢化率等については、参考データとしまして、本市の高齢化率や国、本市の平均寿命について掲載しているほか、右側2ページには、地域別の支給対象者数を掲載してありますので御参照いただければ幸いです。

○委員長(中島由美子) ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 質疑はないと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。ここで一時休憩をいたします。再開はおおむね13時といたします。

~~~~~  
午前11時54分休憩  
~~~~~  
午後 1時01分開議
~~~~~

○委員長(中島由美子) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保護課の審査に入る前に、先ほど消防局のところでの森満委員からの質疑に対して答弁した内容について、一部修正をとりました。

内容は、消防団の舟艇保有台数ですが、ボート19艇保有を、FRP製ボートが19艇、ゴムボートが8艇ということの修正になりますのでよろしく申し上げます。(5ページの発言を訂正)

△保護課の審査

○委員長(中島由美子) では、保護課の審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長(中島由美子) 審査を一時中止して

おりました議案第113号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長(新川皇祐) 予算に関する説明書の37ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費につきましては、増額補正を行うものであります。補正の内訳につきましては、4月の人事異動に伴い、給料、職員手当等を増額、委託料につきましては、改正生活保護法において、日常生活支援、住居施設が創設されたため、同施設への委託事務費を計算するための生活保護システム改修業務委託料を増額するものでございます。この日常生活支援住居施設は、社会福祉施設等の入所対象者にならない方で、単独での居住が困難な生活保護利用者に対し、一定の支援体制が確保された施設であります。

続きまして、歳入について説明します。

16ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金5節生活保護費補助金につきまして増額補正を行うものであります。補正の内訳としまして、日常生活支援住居施設の委託事務費を計算するためのシステム改修に伴う費用として2分の1の補助金を受け入れるものであります。

○委員長(中島由美子) ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子) 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長(中島由美子) 次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長(新川皇祐) 生活保護の状況について説明をさせていただきます。

生活福祉委員会資料の3ページをお開きください。(1)は、各年度の3月時点及び直近6月の、被保護人員及び保護率の年次推移であります。

昨年3月時点と比較して、県の人員、保護率は減少傾向にあります。本市におきましては、平成

29年3月まで増加傾向で推移していましたが、平成30年3月から減少傾向になっており、本年6月においても、人員、保護率とも、県同様、減少傾向で推移しています。

なお、保護率では、県内19市中14番目であります。

次に、(2)は、本市相談件数及び生活保護申請件数の推移です。

令和元年度の相談件数は257件で、昨年度から20件増加、保護申請件数は13件増加、保護開始件数は4件増加しております。

次に、(3)は、新型コロナウイルス感染症関係相談等でございます。

新型コロナウイルス感染症患者が急速に拡大し始めた本年3月から7月までの新型コロナウイルス感染症に関する相談件数は12件、申請件数5件、保護開始件数4件であります。

保護開始した4件中3件は、就職の内定を受けていたものが取り消しになったものです。あとの1件につきましては、親族等からの仕送りがなくなったためのものであります。

申請取り下げの1件については、金銭的支援を受けられるようになったものです。

また、申請に至らなかった7件につきましては、家族からの仕送りを受けているが、新型コロナウイルス感染症に伴う景気悪化により、今後、仕送りが途絶えた場合を想定した相談のみでありました。

なお、資料にはございませんが、8月の新型コロナウイルス感染症関係の相談につきましてはございませんでした。

現在のところ、新型コロナウイルス感染症に関する相談、申請件数は少ない状況であります。今後、国、県、市の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等を活用した後に、生活保護の相談及び申請が増加するのではないかと考えています。

次に、(4)は、本年3月時点の本市世帯類型別の推移です。

高齢者世帯が416世帯と最も多く、世帯割合でも平成30年3月から5割を超えております。

なお、この傾向は、国、県でも同様であります。

○委員長(中島由美子)ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(福元光一)生活保護を受けておられる方の減少傾向にあるという説明があったんですけど、要因としてはどんなことが考えられますか。

○保護課長(新川皇祐)減少傾向にあるというのは、以前は求人倍率が1倍ない時期が結構あったんですが、最近では1倍を超えておりまして、求職の求人倍率により、就職口があるということが減少傾向と考えております。

○委員長(中島由美子)ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(中島由美子)質疑は尽きたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長(中島由美子)次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第113号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長(中島由美子)審査を一時中止しておりました議案第113号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長(遠矢一星)予算に関する説明書の36ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費について、右側説明欄をごらんください。まず、事項、児童福祉管理運営費は、本年4月の人事異動に伴う給与費等の調整のほか、消耗品は、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用したファミリーサポートセンター用のマスク、消毒液等の配備経費として、また、通信運搬費と備品購入は、同センターのSSプラザへの移転に伴うラック等の経費になり、補助金は、先ほど同様、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により、保育所等対象92施設に上限50万円で感染症対策に係る資材購入経費を補助するものになります。

次の事項、児童福祉施設整備費は、水引保育園の老朽化に伴う建て替えに係る補助になり、建て替え工事は来年度までまがりますが、計上している補助金は本年度分になります。なお、建て替え後は認定こども園に移行予定です。

次の事項、女性家庭児童相談費は、障害・社会



福祉課所管です。

次に、3款3項4目保育園費は、昨年10月から開始された幼児教育・保育の無償内伴う事務費補助の内示を受けたことから、会計年度任用職員等の経費を、また、委託料は、保育所入所先行事務の効率化等を図るため、保育施設入所調整A Iシステム導入について、総務省の情報通信技術利活用事業費補助金の採択を受けたことから、同システム導入経費を計上しております。

次に、歳入について御説明いたしますので、16ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金3節児童福祉補助金で、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金は、水引保育園の建て替えに係る交付金で、補助率はそれぞれの対象経費の3分の2と2分の1になり、情報通信技術利活用事業費補助金は、保育施設入所調整A Iシステム導入に係るもので、補助率は2分の1になります。

次に、18ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金3節児童福祉補助金の子ども・子育て支援事業費補助金は、幼児教育・保育の無償化に伴う事務費補助分で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金は、保育所等92施設とファミリーサポートセンター用の感染症対策経費分になり、補助率は双方とも10分の10になります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議案第113号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めま

す。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第122号 令和2年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止してありました議案第122号令和2年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

本案については、先ほど質疑が全て終了しておりますので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（中島由美子）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（中島由美子）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

市内の現地視察等は、現在のところ予定しておりませんが、今後、必要となった場合の委員派遣の手續についても委員長に御一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（中島由美子）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会  
委員長 中島由美子